




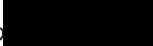
検 証 調 書

事 件 の 表 示	令和5年(ワ)第1781号 (令和5年(モ)第10224号)
期 日	令和5年11月24日午後1時30分
場 所	北海道恵庭市恵南58番地3
受 命 裁 判 官	札幌地方裁判所民事第1部 小 松 美 緒
裁 判 所 書 記 官	福 井 敬
出 頭 した 当 事 者 等	原告ら代理人 船 山 暁 子 同 中 島 哲 同 山 田 佳 以 同 橋 本 祐 樹 同 氷見谷 馨 被告  被告恵庭市代理人 宮 永 尊 文 被告恵庭市指定代理人 石 垣 周 一 同 佐 藤 和 彦

手 続 の 要 領 等

航空写真画像1枚、平面図2枚、写真46枚添付

第1 検証の目的物

1. 北海道恵庭市恵南58番地3に所在する (同所同番57番1、同所

同番 2、同所 5 8 番 1 及び同所同番 3 の土地) 土地の上に存在する 2 階建ての小屋 (別紙画像に①と表示したもの。以下「建物①」と表記する。) 及び平屋の小屋 (別紙画像に②と表示したもの。以下「建物②」と表記する。)

2 北海道恵庭市恵南 5 7 番 1 の土地にあるその他の建物

第 2 検証によって明らかにする事項

- 1 建物①及び建物②の各建物の外形、構造、広さ、設備、その他備品及び残置物の状況
- 2 前記第 1 の 2 記載の建物の水道設備の有無、水道設備がある場合はその状況及び前項記載の各建物との位置関係及び距離
- 3 その他本件に関する一切の事項

第 3 当事者の指示説明

被告

1 検証の目的物 1 項について

- (1) 建物①の 2 階部分は中の物の多くを処分しており、現在は布団くらいしか残っていない。また、台風被害により今は入れなくなっている。
- (2) 建物①はスーパーハウスが 2 つ重なっているものである。
- (3) 建物①には昔は石油ストーブを置いていたが、火が出るなどしたため電気ストーブに替えた。ただ、すぐストーブを壊すため現在のものは 5 台目である。
- (4) 建物① 1 階の窓ガラスは原告が自分で割り、自分でビニールをかけていた。同人が隠しており、こちらには言ってこなかった。

2 検証の目的物 2 項について

- (1) 原告らは、母屋から見て同小屋の左隣にあった建物の水道を使っていたが、同建物は既に壊している。
- (2) 平屋の大きめの建物 (別紙画像に③と表示したもの。以下「建物③」と表記する。) には何年か前までは水道があったが今は使えなくなっている。

- (3) 同水道は入口を入ってすぐのところにあるが、建物③の中には物があるため見せられない。建物③への立ち入りは認めない。
- (4) 平屋の小さめの建物（別紙画像に④と表示したもの。以下「建物④」と表記する。）には水道はない。

第4 検証の結果

- 1 ■■■■■ 牧場の土地には母屋の外、建物①、建物②、建物③、建物④及び車庫様の物置小屋がある。
- 2(1) 第2の1のうち、建物①中、1階部分について
- ア 外形は別添写真のとおりである。
 - イ 材質は不明である。
 - ウ 広さは、内壁短辺が2メートル、長辺が4メートルの長方形構造である。
 - エ 出入口ドア部分の壁の厚さはフレームを含め8.5センチメートルであり、壁のみの厚さは約7.5センチメートルである。
 - オ 設備関係につき、水道及びトイレはないが、蛍光灯（2本装着できる仕様のうち1本装着された状態）、換気扇及び電源コンセントがあった。また、ガス栓或いは給油口と思われる設備があった。（室内の様子、設備等については別添写真のとおり）
 - カ その他、備品関係については別添写真のとおりである。
- (2) 第2の1のうち、建物①中、2階部分について
- 入口部分が封鎖されており検証不能（別添写真のとおり）である。
- (3) 第2の1のうち、建物②について
- ア 外形は別添写真のとおりである。
 - イ 材質は不明である。
 - ウ 広さは、外壁短辺が3.64メートル、長辺が7.28メートルの長方形構造である。
 - エ 同建物内は壁やドアで3つのスペースに区切られており、出入口を入っ

てすぐのスペースが荷物置き場、その正面奥にドア付きのトイレスペースがある。

また、出入口右手にドアがあり、その奥が居住スペースとなっている。

(別添写真のとおり)

オ トイレは洋式であり、トイレスペースには窓がある。

カ 居住スペース内には水道はないが、電気、電源コンセント、ストーブ（灯油、電気）があった。（室内の様子、設備等については別添写真のとおり）

キ その他、備品関係については別添写真のとおりである。

3(1) 第2の2につき、土地上には建物①及び建物②の他には建物③、建物④及び車庫様の物置小屋がある。

(2) 建物③について

ア 被告 [REDACTED] の指示説明によれば同建物内には水道設備があるとのことであったが、同人の強い拒絶により立ち入りが出来ず、検証不能で終了した。

イ 建物③の正面中央部分から建物①の出入口部分までの距離は26.9メートルである。

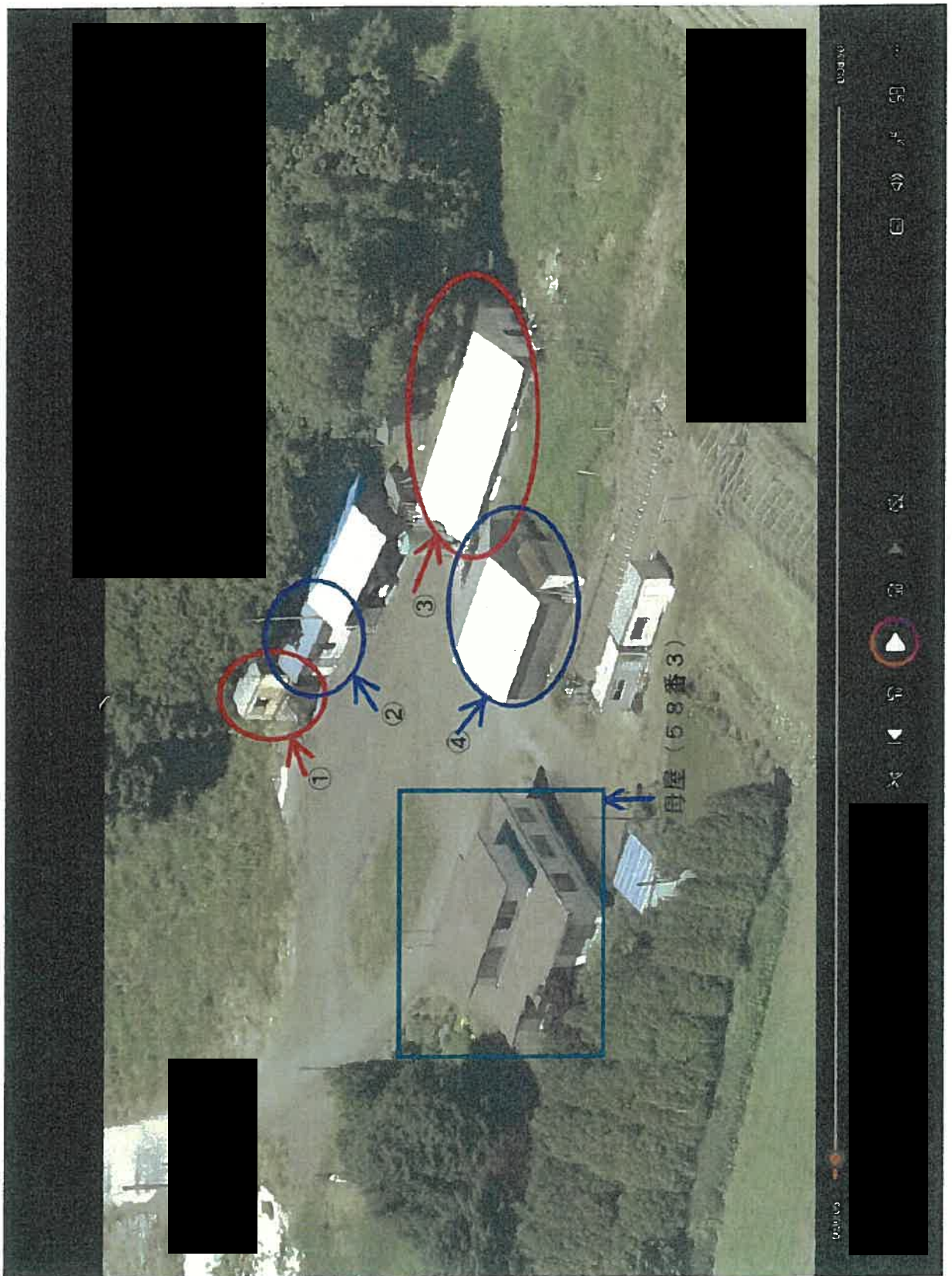
(4) 建物④について

同建物には被告 [REDACTED] の指示説明にもあるとおり、水道設備はない。

裁判所書記官 福 井 敬

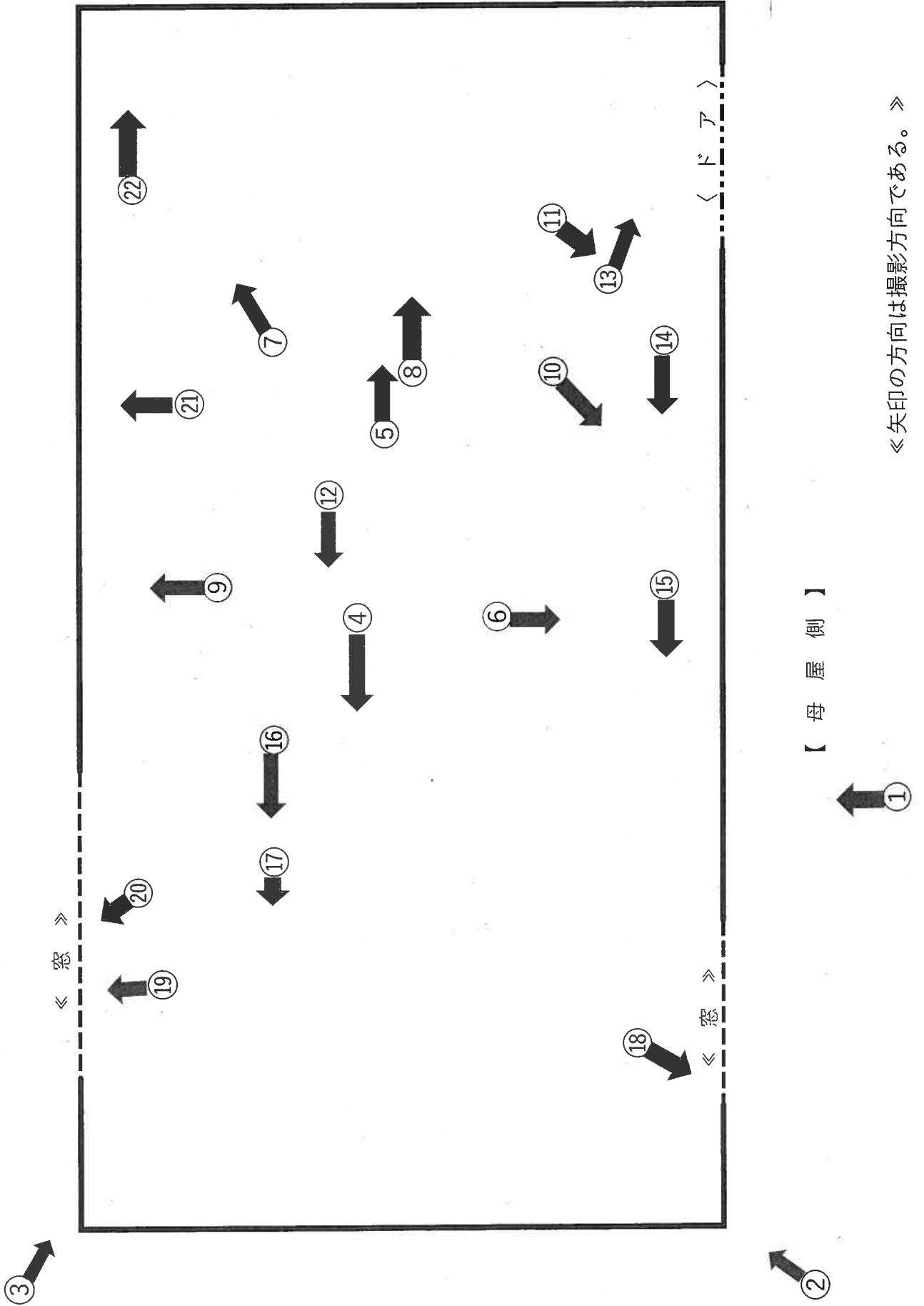


(別紙)



建物①

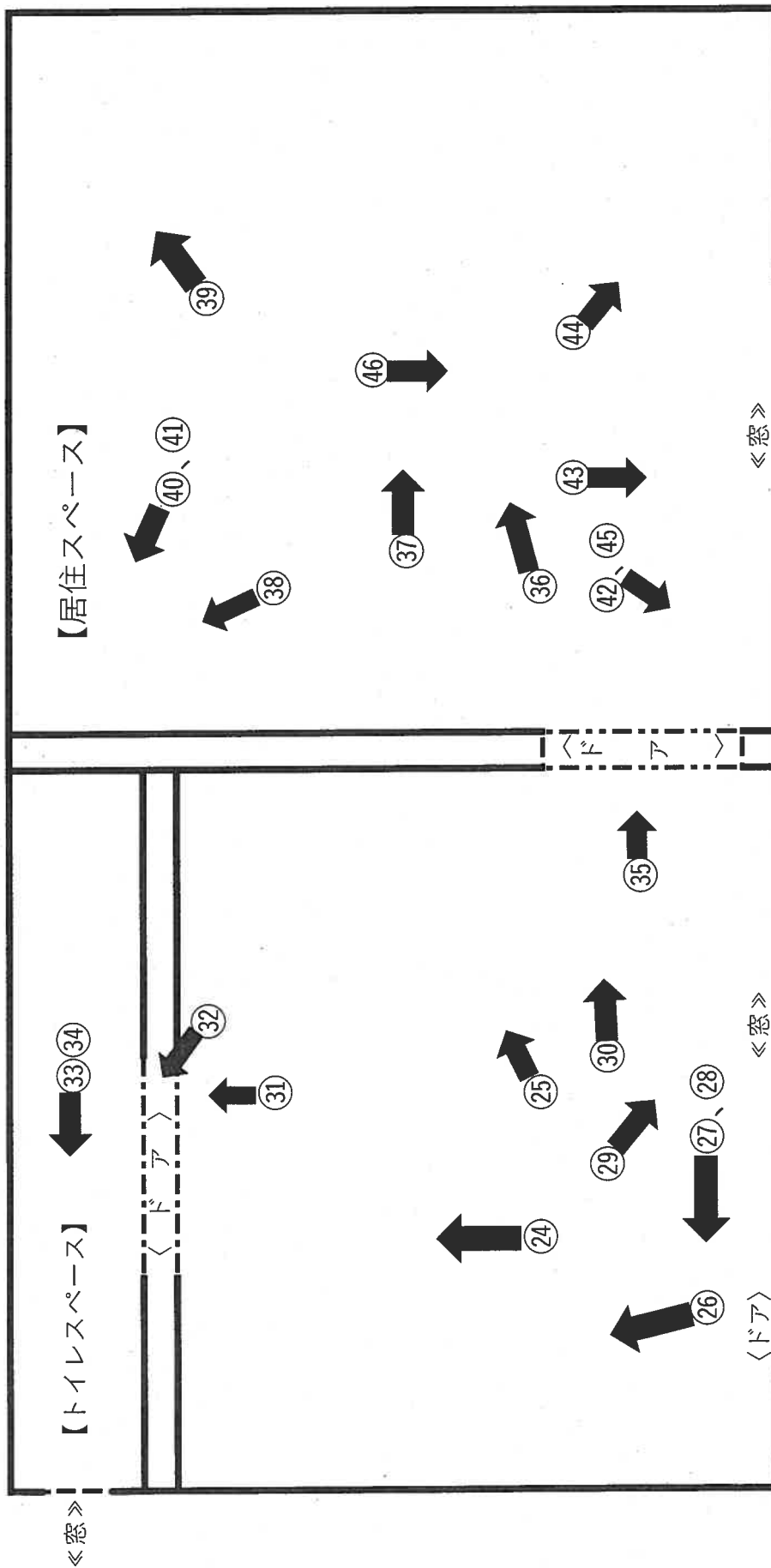
(別紙平面図)



《矢印の方向は撮影方向である。》

建物②

(別紙平面図)



【 母 屋 側 】

<< 矢印の方向は撮影方向である。 >>

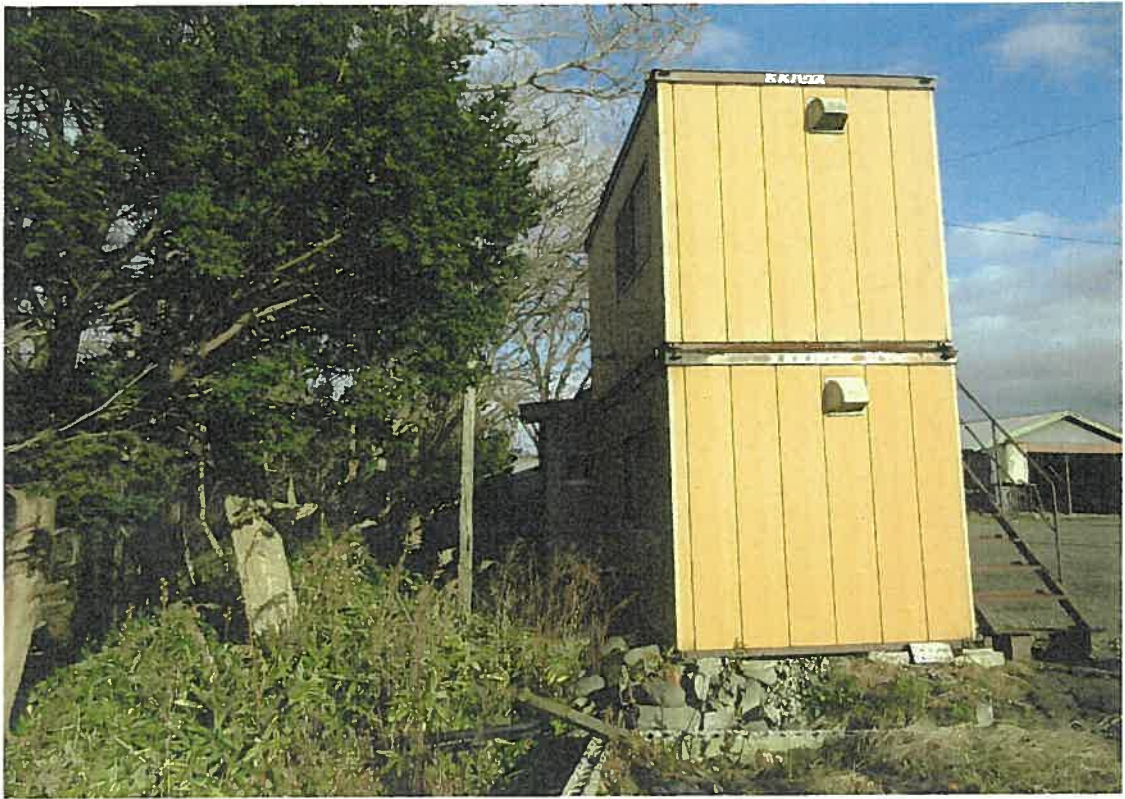
写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



写真⑮



写真⑯



写真⑰



写真⑱



写真⑱



写真⑳



写真⑳



写真㉑



写真⑳



写真㉑



写真⑳



写真㉑



写真⑳



写真㉑



写真②⑨



写真③⑩



写真③①



写真③②



写真③③



写真③④



写真③⑤



写真③⑥



写真③⑦



写真③⑧



写真③⑨



写真④⑩



写真④①



写真④②



写真④③



写真④④



写真④⑤



写真④⑥

